

入間川地区の中学校の 統廃合に関する計画

平成26年11月

狭山市教育委員会

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	中学校の状況	1
3	小規模校の特徴	3
4	中学校の規模と配置の適正化の必要性と方法	4
5	統廃合の内容	5
6	統廃合に伴う環境整備等	8
7	統廃合の今後の進め方	11

資料 1 入間川地区中学校の統廃合後の通学区域図

資料 2 統廃合に関する主な意見・要望とこれに対する対応等

資料 3-1 統廃合に伴う狭山台中学校通学路（案）

資料 3-2 通学路の安全対策

資料 4 統廃合までのスケジュール

資料 5 説明会の開催等

資料 6 検討協議会等の検討状況

1 計画策定の趣旨

本市の児童生徒数は、昭和60年をピークに減少を続け、現在はピーク時の半分以下となっています。

このような状況のなか、狭山市教育委員会では、本市の教育目標の実現を図るためには、小中学校の規模と配置の適正化を図る必要があるとして、平成19年9月に「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定しました。

この基本方針のなかで、中学校については、適正規模を12学級から18学級とし、そのためには、統廃合の方法により、規模と配置の適正化を図る必要があるとして、具体的には、入間川地区と入曽地区で、各1校の統廃合の検討が必要であるとしています。

これを受けて、入間川地区では、関係する小中学校の児童生徒の保護者、自治会関係者、地域住民等の代表者及び小中学校長で組織する入間川地区中学校統廃合検討協議会を設置し、具体的に検討を進めてきました。そして、検討協議会における検討協議の結果が、「入間川地区の中学校の統廃合に関する計画」としてとりまとめられ、狭山市教育委員会へ提言として提出されました。

本計画は、この提言を基に、狭山市教育委員会として、入間川地区の中学校の統廃合に関する具体的な内容を取りまとめたものです。

2 中学校の状況

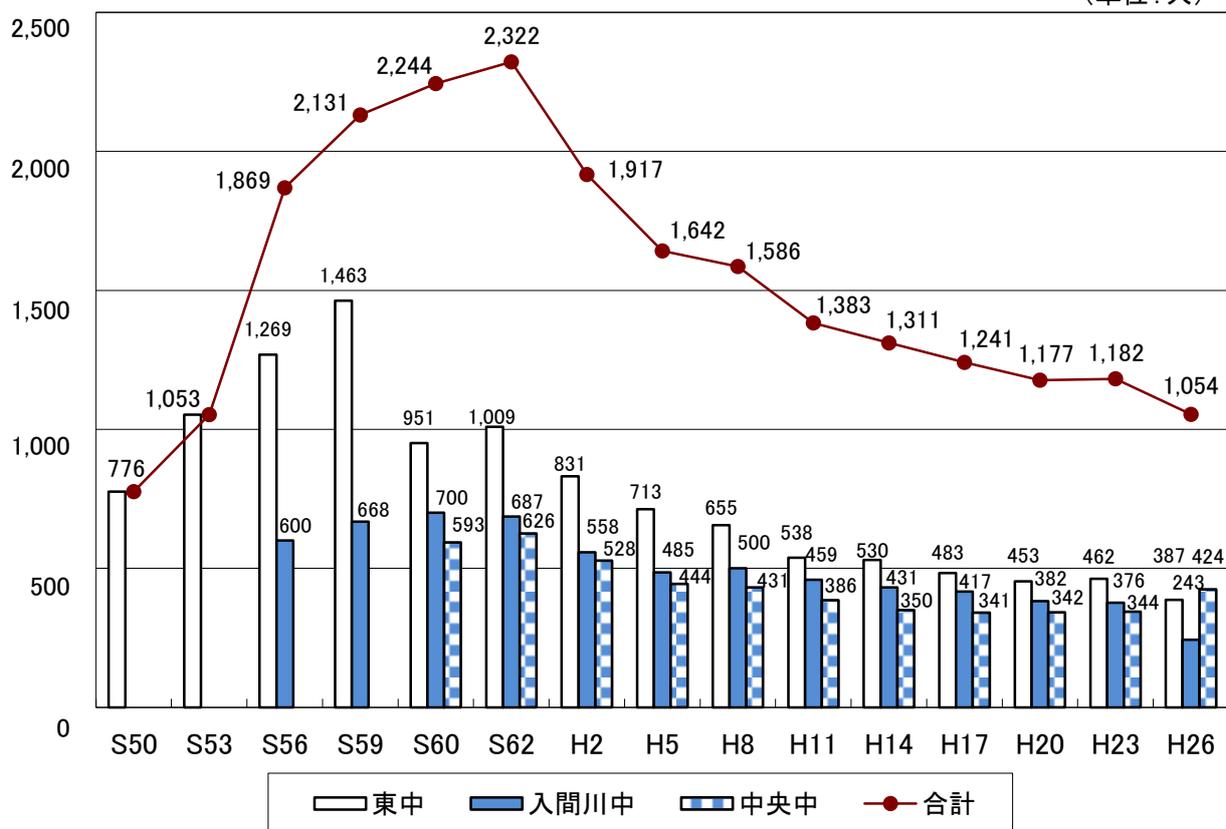
入間川地区には、東中学校、入間川中学校及び中央中学校の計3校の中学校がありますが、生徒数及び学級数は、昭和62年をピークに減少を続け、平成26年にはピーク時に比べて、生徒数は約55%、学級数は約43%減少しています。

《 生徒数の推移 》

区分	S50	S53	S56	S59	S60	S62	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H26
東 中	776	1,053	1,269	1,463	951	1,009	831	713	655	538	530	483	453	462	387
入間川中			600	668	700	687	558	485	500	459	431	417	382	376	243
中央中					593	626	528	444	431	386	350	341	342	344	424
合 計	776	1,053	1,869	2,131	2,244	2,322	1,917	1,642	1,586	1,383	1,311	1,241	1,177	1,182	1,054

(注) 特別支援学級の生徒数は含まれていない。

(単位:人)



《 学級数の推移 》

区分	S50	S53	S56	S59	S60	S62	H2	H5	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H26
東中	19	25	30	34	22	24	21	19	18	15	15	14	13	13	12
入間川中			15	17	18	17	15	14	14	13	12	12	11	11	8
中央中					15	15	14	13	13	11	11	10	10	9	12
合計	19	25	45	51	55	56	50	46	45	39	38	36	34	33	32

(注) 特別支援学級の学級数は含まれていない。

基本方針では、中学校の適正規模を12～18学級としています。

東中学校は、昭和59年をピークに減少を続け、現在は適正規模の下限である12学級となっています。

入間川中学校は、昭和60年をピークに減少を続け、平成20年に11学級となって以降、適正規模を下回る状況が現在まで続いています。

中央中学校は、昭和60年をピークに減少を続け、平成11年に11学級となって以降、適正規模を下回る状況が続き、現在は適正規模の下限である12学級となっています。

《 生徒数・学級数の推計 》

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
東 中	387 (13) 12 (2)	400 (13) 12 (2)	408 (13) 12 (2)	409 (13) 12 (2)	424 (13) 13 (2)	410 (13) 12 (2)	410 (13) 12 (2)
入間川中	243 8	274 9	300 8	345 10	327 9	323 9	331 10
中 央 中	424 12	420 12	409 12	409 12	396 12	424 13	410 12
合 計	1,054 (13) 32 (2)	1,094 (13) 33 (2)	1,117 (13) 32 (2)	1,163 (13) 34 (2)	1,147 (13) 34 (2)	1,157 (13) 34 (2)	1,151 (13) 34 (2)

(1) 上段は生徒数、下段は学級数で、() 内は特別支援学級で外数

(2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

東中学校及び中央中学校の学級数は、当面、適正規模の下限で推移することが見込まれ、また、入間川中学校の学級数は、既に適正規模を下回り、今後もこの状況が続いていくものと見込まれます。

3 小規模校の特徴

基本方針では、中学校の適正規模を12～18学級としていますが、適正規模を下回る小規模校のメリット・デメリットとしては、一般的に次のようなことが言われています。

(1) 小規模校のメリット

- 生徒相互の人間関係が深まる。
- 学年間の交流が行いやすく、全校的な交流が深まる。
- 生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導を行いやすい。
- 学校行事や部活動などにおいて、生徒一人一人の活躍する場を設定しやすい。
- 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になることが期待できる。
- 合同行事が行いやすく、学校が一体となって活動しやすい。
- 特別教室や体育館等の施設・設備の利用に余裕があることから、授業や行事等の調整がしやすい。

(2) 小規模校のデメリット

- 人間関係が固定化し、多様な考え方や見方に触れる機会が少なく、多様な人間関係をつくる力が育ちにくい。

- クラス数が少ないため、クラス間で切磋琢磨しようとする意欲が育ちにくい。
- 生徒数や学級数が少ないことから、体育祭などの学校行事に盛り上がりを欠く。
- 顧問の教員や部員の確保の面で、実施できる部活動に制約が生じるため、生徒の希望に応じにくい。
- 生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習といった多様な学習・指導形態を設定しにくい。
- 教員数が少ないため、各教科の免許を持つ教員を十分に確保しにくいことから、学習指導などの面でバランスのとれた配置をしにくい。
- 教員数が少ないため、一人の教員が分掌する校務が増えることから、授業の準備や個別指導のための十分な時間を確保しにくい。
- 教員数が少ないため、校外学習を行うための引率する教員の数を確保しにくい。
- 保護者の人数が少ないことから、PTA活動や学校行事等における保護者の負担が増える。

4 中学校の規模と配置の適正化の必要性と方法

入間川地区の中学校は、各校とも、適正規模の下限又はこれを下回る状況が今後も続いていくものと見られ、全般的に小規模化の傾向にあります。

学校の小規模化に関しては、メリットとデメリットの両面がありますが、小規模化が進む学校では、学習指導や生徒指導及び学校運営の面で問題が指摘されており、これを解決し、より良い教育環境を実現するためには、一定の学校規模を確保する必要があります。

規模の適正化を図る方法としては、統廃合又は通学区域の拡大が考えられますが、入間川地区の中学校については、各校とも、適正規模の下限又はこれを下回る状況にあることから、通学区域の拡大により適正規模を確保することには難しい面があります。

そこで、入間川地区の中学校については、統廃合の方法により学校の規模の適正化を図ることとし、また、統廃合を検討するにあたっては、各校の立地条件や施設の状況等を勘案するとともに、近接する狭山台地区の中学校も小規模化が進んでいることから、狭山台地区の中学校も含めることとします。

《 生徒数・学級数の推計 》

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
狭山台中	298 9	301 9	291 9	264 9	245 8	227 7	218 6

(1) 上段は生徒数、下段は学級数

(2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

5 統廃合の内容

(1) 関係する中学校の概要

入間川地区の中中学校3校及び狭山台中学校の概要は、次のとおりです。

区 分	東中学校	入間川中学校	中央中学校	狭山台中学校
校舎建設年	昭和39年 (1964年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	昭和50年 (1975年)
学校規模 (平成26年度)	適正規模下限 (12学級)	小規模 (8学級)	適正規模下限 (12学級)	小規模 (9学級)
保有している 普通教室数 ^{※1}	28教室	22教室	18教室	25教室
校舎耐震工事	未済	済 (平成21年)	不要 (新耐震基準 ^{※2})	済 (平成23年)
体育館耐震工事	未済	不要 (新耐震基準)	不要 (新耐震基準)	済 (平成24年)
除湿温度保持 工事(冷暖房)	未済	未済 (平成27年予定)	済 (平成16年)	済 (平成18年)
敷地面積	32,418㎡	31,987㎡	25,299㎡	31,600㎡
運動場面積	16,452㎡	17,816㎡	17,347㎡	16,934㎡

※1 設立当初に普通教室として使用するために整備された教室の数

※2 昭和56年の建築基準法及び同施行令の改正に基づく耐震基準

(2) 統廃合の対象校

入間川地区の中中学校については、3校のうち1校を統廃合することとし、具体的には、各校の立地条件、施設の状況、通学距離等を総合的に勘案し、東中学校を統廃合の対象とします。

(3) 通学区域の見直し

東中学校を統廃合の対象とすることに伴う通学区域の見直しについては、「資料1」のとおり、東中学校の通学区域のうち、新狭山小学校区の部分を中央中学校の通学区域に、富士見小学校区の部分を狭山台中学校の通学区域に、御狩場小学校区の部分を山王中学校の通学区域に編入します。ただし、新狭山小学校区内及び御狩場小学校区内に居住して東中学校に通学している生徒で、統廃合時に中学2年生及び中学3年生になる在校生に限り、狭山台中学校への通学も可能とします。

なお、新狭山小学校に在籍している児童のうち、東中学校の通学区域に居住する児童に限り、堀兼中学校への入学も可能とする特別許可地区の設定は、統廃合後も継続します。

また、統廃合を機に、富士見小学校区のうち、狭山中央通り北側の一部区域を、中央中学校への通学も可能とする特別許可地区として新たに設定します。

(4) 統廃合の時期

統廃合の時期は、平成28年4月とします。

(5) 統廃合後の生徒数・学級数の推計

平成28年の統廃合後は、中央中学校及び狭山台中学校ともに、学級数はおおむね適正規模の範囲で推移する見込みです。

なお、入間川中学校については、今後も適正規模を下回る状況が続く見込みです。

《 生徒数・学級数の推計 》

区 分	H28	H29	H30	H31	H32
中 央 中	431 12	430 13	415 12	444 13	433 12
狭山台中	663 19	642 18	637 17	601 17	592 16
合 計	1,094 31	1,072 31	1,052 29	1,045 30	1,025 28

(1) 上段は生徒数、下段は学級数（特別支援学級を設置する場合の学級数は含まれていない。）

(2) 学級数は、中学1年生は38人、中学2・3年生は40人で算出

(6) 統廃合後の学校ビジョン

① 現在の各中学校の目指す学校像と学校教育目標

現在、各中学校では、学校運営に関するビジョンをグランドデザインという形で定め、公表していますが、そのなかで示されている各中学校の目指す学校像及び学校教育目標は、次のとおりです。

区 分	目指す学校像	学校教育目標
東中学校	共に高め合い、生徒の品性を磨く学校づくり	・ひとり立ちできる生徒の育成
中央中学校	活気に満ち、信頼される学校 ～まじめ・勇気・正義を育む学校～	・意欲をもって学習に励む生徒 ・豊かな心をもち思いやりのある生徒 ・心身を鍛え、勤労と体験を重んじる生徒
狭山台中学校	入学前には憧れ、在学中は安心でき、卒業後は誇りに思える学校	・学びあう生徒 ・考えて行動できる生徒 ・高め合う生徒

② 統廃合後の学校ビジョンの考え方

統廃合後の中央中学校及び狭山台中学校の学校運営に関するビジョン（グランドデザイン）は、統廃合の実施にあわせて決定することとなりますが、関係する学校間で組織する統合に向けた準備委員会において、具体的な検討を行います。

検討にあたっては、現在の各中学校のグランドデザインを斟酌するとともに、統廃合の意義等を踏まえて、次のような点に留意することとします。

- ・ 校務等の負担の軽減により、教員が生徒と向き合う時間をより一層確保し、生徒指導の充実を図ることにより、いじめや不登校等の防止を図る。
- ・ 他校の生徒との出会いを通じて、人間関係の新たな構築と広がりを促し、互いに切磋琢磨するなかで、人間関係の大切さを学ばせ、学校教育が目指す生きる力の育成へとつなげる。
- ・ 教員の増加による指導体制の充実により、知・徳・体のバランスのとれた力の定着を図る。
- ・ 学級数の増加を踏まえて、クラス間の交流を活発化させ、これを通して、集団としての結束を高めるとともに、集団の中で、自らを律することや他人と協調することを学ぶ。
- ・ 生徒や教員の増加により、部活動の拡充を図り、心身の健全な発達や仲間づくりの促進を図る。
- ・ 生徒や教員の増加により、小学校との連携体制を充実させ、小中連携のより一層の推進を図る。
- ・ 教員の増加により、地域との連携をより一層密にし、開かれた学校づくりの推進や学校に対する理解や協力の促進を図る。

(7) 統廃合後の中学校の名称

統合先の各中学校の名称は、変更しないこととします。

(8) 特別支援学級

東中学校に現在設置されている特別支援学級については、保護者の意見や要望及び各学校の施設の状況等を踏まえて、これに代わる特別支援学級を新たに設置します。

6 統廃合に伴う環境整備等

統廃合に対する保護者の意見や要望を把握するため、アンケート調査を実施しましたが、調査を通じて把握した統廃合に対する主な意見や要望とこれに対する対応等については、「資料2」のとおりです。

また、保護者及び学校の要望を踏まえて実施する環境整備等の主な内容は、次のとおりです。

(1) 学校施設の改修等

統合先の中央中学校及び狭山台中学校については、教育環境の向上を図るため、学校施設の改修等を行います。

中央中学校

- 会議室等を普通教室として利用するための改修
- 教室の扉及び床並びに廊下の床の改修
- 特別教室の改修
- 一部洋式化を含めたトイレの改修
- プールサイドの改修

狭山台中学校

- 特別教室等の一部を普通教室として利用するための改修
- 普通教室へ改修する教室への冷暖房設備の整備
- 廊下の床、壁面及び天井の改修
- 一部洋式化を含めたトイレの改修
- 下駄箱の改修
- プールの補修及びプールサイドの改修
- 武道場の床の改修
- 駐輪場及び駐車場の整備
- 屋外の部活動（バレーボール、バスケットボール、ソフトボール）に対応するためのグラウンドの整備

(2) 通学路等の取扱い

① 統廃合後の通学路

統廃合に伴い、新たに想定される狭山台中学校の通学路（案）は、「資料 3-1」のとおりですが、最終的には、当該案を踏まえたうえで、学校が定めることとします。また、中央中学校においても、統廃合後の通学路は、学校が定めることとします。

② 通学路の安全対策

通学路の安全対策は、平成 27 年度に通学路が確定した時点で、改めて現地調査を行い、学校及び関係機関等と協議のうえ、必要な対策を講じていきます。なお、新たに想定される狭山台中学校の通学路（案）における路面標示の再標示等については、「資料 3-2」のとおりです。

また、防犯灯及び道路照明灯については、学校や保護者の要望がまとまった段階で、関係自治会と調整します。

③ 自転車通学

中央中学校では、直線距離 2 km を目安に自転車通学を認めています。

狭山台中学校では、現在、自転車通学は原則認めていませんが、統廃合に伴う通学区域の拡大を踏まえ、平成 27 年度に学校で可否を判断することとします。

(3) 制服等の取扱い

① 制服

平成 28 年 4 月の統廃合時に、東中学校から中央中学校及び狭山台中学校に移る 2 年生及び 3 年生は、保護者の経済的な負担を考慮し、東中学校で着用していた制服をそのまま着用することとします。

なお、平成 28 年 4 月に中央中学校及び狭山台中学校に入学する 1 年生は、それぞれの学校の統一した制服を着用することとします。

② 運動着等

平成 28 年 4 月の統廃合時に、東中学校から中央中学校及び狭山台中学校に移る 2 年生及び 3 年生は、保護者の経済的な負担を考慮し、東中学校で使用していた運動着や上履きをそのまま使用することとします。

なお、平成 28 年 4 月に中央中学校及び狭山台中学校に入学する 1 年生は、それぞれの学校で指定されたものを使用することとします。

(4) 指導相談体制

統廃合当初の 3 年間は、中央中学校及び狭山台中学校に、臨時教員及びさやまっ子相談員等を常時配置し、生徒の指導や相談に遺漏のないよう対応します。

(5) 校外活動

統廃合後の中央中学校及び狭山台中学校の校外活動及び修学旅行等については、準備委員会において、実施の内容や時期等について協議し、決定します。

(6) 生徒会活動

統廃合後の中央中学校及び狭山台中学校の生徒会の組織や活動内容については、準備委員会において、協議し、決定します。

(7) 部活動

東中学校に現在ある部活動のうち、現在、狭山台中学校に設置されていないものについては、統廃合後の狭山台中学校に新たに設置します。

また、事前交流の一環として、両校の部活動による合同練習等を行います。

なお、平成28年4月の統廃合時に、中央中学校及び狭山台中学校に移る東中学校の生徒の部活動のユニフォームについて、それぞれの中学校のユニフォームに統一する必要がある場合は、市から支給します。

《平成26年度 部活動設置状況》

区 分	東中学校			狭山台中学校		
	男子	女子	合同	男子	女子	合同
陸 上 競 技			○			○
野 球	○			○		
バレーボール		○			○	
サ ッ カ ー	○			○		
バ ス ケ ッ ト	○	○		○		
ソフトボール		○				
ソフトテニス	○	○		○	○	
卓 球	○	○				
剣 道			○			○
吹 奏 楽			○			○
美 術			○			○
茶 道						○
あすなるものづくり			○			

7 統廃合の今後の進め方

(1) 統廃合までのスケジュール

統廃合までのスケジュールは、「資料4」のとおりです。統廃合に向けての準備を進めるにあたっては、保護者等の関係者に対する説明や情報提供は適宜実施します。

(2) 準備委員会の設置

平成28年4月の統廃合の円滑な実施に向けて、関係する学校間で準備委員会を組織し、学校運営に関わる諸事項について協議・調整を行います。

(3) 事前交流の実施

統廃合後の中学校生活に対する生徒や保護者の不安を解消し、統廃合当初から円滑な学校運営が図られるように、学校間において、学校行事の合同実施等の事前交流を適宜実施します。